

議案第 8 3 号 三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1. 改正主旨

新病院建設基本設計・実施設計の事業者選定にかかるプロポーザル実施要領、仕様書、評価基準、評価要領などの策定に関する事項及び応募提案書の審査並びに応募者の選定に関する事項についての調査審議を行う附属機関を設置するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

2. 関係法令

地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び同法第 2 0 2 条の 3 第 1 項

3. 内容

附属機関の追加（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会	(1) プロポーザル実施要領、仕様書、評価基準、評価要領等の策定に関する事項についての調査審議 (2) 応募提案書に関する事項についての調査審議 (3) 契約候補者の選定に関する事項についての調査審議	7 人以内	諮問に係る審議が終了するまで

4. 事業の概要

新病院の基本設計・実施設計を進めるにあたり、設計事業者を公募型プロポーザル方式により決定することに際し、応募者の選定に関する審査を行うもの。

5. 施行期日

公布の日